　＜消防庁の申し入れに対する回答＞

１ フレキシブルバックによる危険物貨物輸送の禁止について

依然として、ドライコンテナによるフレキシブルバックを用いた輸送がコスト削減を理由に行われている。消防法による危険物(液体)自体のドライコンテナでの輸送は無いと思われるが、動植物油(液体)に関しては行われており、流出事故の報告も多数ある。

いかに発火点が高い動植物油であっても、流出事故ともなると車両火災や重大災害が発生し、運転手や一般市民が危険な事故に巻き込まれる状況となるため、動植物油(液体)のISOコンテナでの輸送についてはタンクコンテナでの輸送に限るように改正すること。

【１の回答】

フレキシブルバックでの危険物の流出事故は、平成３０年に兵庫県で一件発生している。この事故は、船舶からの荷揚げ時点で既に内容物が流出していたと報告を受けている。

フレキシブルバックによる液体の輸送については、国土交通省が主管する部分が大であると考えるが、国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルを危険物の輸送に関係する事業者等に周知し、また、危険物の液体輸送におけるタンクコンテナ輸送推進に向けた取り組みも今後考えていきたい。

２ 危険物貨物輸送の安全について

⑴ 現状、ＩＳＯコンテナの危険物輸送に関して、外航海運・内航海運ともに国際基準にて運用されているが、港頭地区で陸上輸送となった時点で危険物そのものの定義に差異が発生することにより、港頭地区での引き渡しに際し、混乱が生じていることなどの現状を把握し、国際基準への統一化とその危険性に応じた規制を早急に整備すること。そのために所管に委ねることなく、連絡会議を設置し、具体的対応を図ること。

【２⑴の回答】

ＩＳＯコンテナ等の危険物輸送に関する港頭地区での引き渡しや、また陸上輸送時の問題点等の情報収集を引き続き行い、その問題点の整理、また危険性に応じた規制等、具体的対策を考えていきたい。

⑵ 安全データシート（ＳＤＳ）は、危険物輸送時における緊急対処における重要な情報であることから、ＩＳＯコンテナの国内輸送においては、ＳＤＳの日本語での交付を義務付けるよう経済産業省へ働きかけること。

また、消防法上のＳＤＳ義務付けは無く、危険物取扱者同上で事足りるとのことであるとしているが、危険物従事者の事故時対応において、連絡体制に不測の事態となった場合においても、緊急対処できるようＩＳＯコンテナ輸送に限り、ＳＤＳの義務付け等の法整備を図ること。

⑶ イエローカードについては依然として車上に常に複数枚常備されていることが多く、緊急時に戸惑いが出るなど極めて深刻な状態となっている。日本化学工業協会の自主的運用であるイエローカードについては、指導にとどまらず他省庁との連携を図り法制化すること。

⑷ ＩＳＯコンテナ輸送における危険物国内輸送における実態調査を行い、港頭地域での蔵置状況や管理状況、また陸上輸送となるまでの間、港湾運営会社や港湾労働者等あらゆる関係者に対し、危険物であることが分かるような仕組みを構築すること。

そのうえで運転手に対するＳＤＳやイエローカードの携帯状況や危険品類の品名、数量の把握状況等の徹底を図ることを荷主はじめ関係諸団体に周知徹底すること。

【２⑵、⑶、⑷の回答】

危険物を運搬する場合、その物質の危険性情報を如何に伝達するかは重要である。港湾地域を有する消防局等と意見交換をし、情報伝達手段の改善を図っていきたい。

また、危険物を運搬する事業者へは、物流団体等を通じ、適切な危険性情報の伝達を依頼するなどの対応を実施したい。

以　上